

令和5年度

2月補正予算(案) 提案説明書

警 察 本 部

(一般会計)

(単位：千円)

科目 (款・項・目)	事項	令和5年度 現計予算額	提案額	計	財源内訳				概要
					国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(款) 9 警察費		137,546,662	565,242	138,111,904	△ 195,569	△ 104,393	△ 13,500	878,704	
(項) 1 警察管理費		128,579,030	545,199	129,124,229	△ 197,570	△ 120,426	△ 13,500	876,695	
(目) 1 公安委員会費		20,475	△ 912	19,563	0	0	0	△ 912	
	公安委員報酬	17,880	0	17,880	0	0	0	0	
	公安委員会 開催運営費	2,595	△ 912	1,683	0	0	0	△ 912	公安委員会開催運営費の過不足 調整 △ 912
(目) 2 警察本部費		124,435,793	479,610	124,915,403	62,749	△ 5,471	0	422,332	
	警察職員費	118,250,863	431,862	118,682,725	60,033	0	0	371,829	1 退職手当 778,828 2 機動隊超勤 60,033 3 その他の人件費の過不足調整 △ 406,999
	被服調製費	425,835	0	425,835	0	0	0	0	
	警察管理費	5,035,695	47,833	5,083,528	2,716	△ 5,471	0	50,588	警察管理費の過不足調整 47,833
	退職手当基金 積立金	723,000	0	723,000	0	0	0	0	
	税外収入 精算等還付金	400	△ 85	315	0	0	0	△ 85	放置違反金等に係る還付金の減 △ 85
(目) 3 装備費		1,333,451	212,875	1,546,326	△ 260,319	0	0	473,194	
	車両等購入費	58,262	△ 2,499	55,763	△ 27,212	0	0	24,713	車両購入に伴う不用額 △ 2,499
	車両等維持費	1,218,408	215,374	1,433,782	△ 233,181	0	0	448,555	警察車両等維持経費の過不足調整 215,374
	個人装備費	56,781	0	56,781	74	0	0	△ 74	
(目) 4 警察施設費		431,259	△ 17,193	414,066	0	717	△ 13,500	△ 4,410	
	警察施設 整備費	431,259	△ 17,193	414,066	0	717	△ 13,500	△ 4,410	施設整備事業の過不足調整 △ 17,193
(目) 5 運転免許費		2,226,307	△ 115,672	2,110,635	0	△ 115,672	0	0	
	自動車運転免 許試験実施費	1,444,887	29,700	1,474,587	0	29,700	0	0	運転免許試験実施に要する諸経 費の過不足調整 29,700
	法定講習 実施費	781,420	△ 145,372	636,048	0	△ 145,372	0	0	各種法定講習に要する諸経費の 過不足調整 △ 145,372

(一般会計)

(単位：千円)

科目 (款・項・目)	事項	令和5年度 現計予算額	提案額	計	財源内訳				概要
					国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(目) 6 恩給及び 退職年金費		131,745	△ 13,509	118,236	0	0	0	△ 13,509	
	警察職員 恩給及び 退職年金費	131,745	△ 13,509	118,236	0	0	0	△ 13,509	元警察職員に対する恩給及び退職年金の不用額 (県総務部所管) △ 13,509
(項) 2 警察活動費		8,967,632	20,043	8,987,675	2,001	16,033	0	2,009	
(目) 1 一般警察活動費		1,753,691	△ 24,604	1,729,087	0	0	0	△ 24,604	
	一般警察 活動費	1,753,691	△ 24,604	1,729,087	0	0	0	△ 24,604	一般警察活動経費の過不足調整 △ 24,604
(目) 2 刑事警察費		1,139,570	55,606	1,195,176	2,000	2,648	0	50,958	
	刑事保安警察 活動費	1,139,570	55,606	1,195,176	2,000	2,648	0	50,958	刑事保安警察活動経費の過不足調整 55,606
(目) 3 交通指導取締費		6,074,371	△ 10,959	6,063,412	1	13,385	0	△ 24,345	
	交通指導 取締費	1,481,580	△ 81,725	1,399,855	0	13,385	0	△ 95,110	交通指導取締経費の過不足調整 △ 81,725
	交通安全施設 等整備費	3,011,292	500,000	3,511,292	1	0	0	499,999	交通事故防止緊急対策事業費 500,000
	交通安全施設 等維持費	1,581,499	△ 429,234	1,152,265	0	0	0	△ 429,234	交通安全施設維持経費の過不足調整 △ 429,234
(款) 2 総務費		500,000	73,328	573,328	41,999	31,329	0	0	
(項) 1 総務管理費		500,000	0	500,000	0	0	0	0	
(目) 9 財産管理費		500,000	0	500,000	0	0	0	0	
	脱炭素化 推進事業費	500,000	0	500,000	0	0	0	0	
(項) 7 防災費		0	73,328	73,328	41,999	31,329	0	0	
(目) 1 防災総務費		0	73,328	73,328	41,999	31,329	0	0	
	被災者支援 対策費	0	73,328	73,328	41,999	31,329	0	0	被災地派遣事業費 73,328

損害賠償請求控訴事件に係る和解及び損害賠償額の決定について

1 議決事項

損害賠償請求控訴事件に関して、和解し、損害賠償額を定めること。

2 損害賠償額

142万円

3 概要

(1) 関係者

一審原告 広島市西区 男性 外1名

一審被告 兵庫県（代表者 兵庫県知事）

(2) 訴訟の原因となった事実

平成27年10月6日、兵庫県警察本部警備部機動隊（以下「機動隊」という。）の隊員（以下「亡き隊員」という。）が同隊敷地内の寮の自室内において自殺を図り、同月15日、死亡した。

(3) 訴訟の経緯

平成29年10月、亡き隊員の両親である一審原告らは、亡き隊員が機動隊内において、パワーハラスメントやいじめに該当する違法な指導等を受けた結果、うつ病を発症し、自殺に追い込まれて死亡したとして、兵庫県に対し、逸失利益等8,050万1,384円の支払を求める損害賠償請求訴訟を提起した。

令和4年6月、神戸地方裁判所は、先輩隊員の指導は違法なパワーハラスメントに該当するとして、兵庫県に対し、100万円の支払を命じたが、一審原告ら及び兵庫県は、同判決を不服として控訴した。

4 和解

(1) 経緯

令和5年10月、大阪高等裁判所から和解勧告があり、一審原告らが和解する旨の意向を示し、同裁判所から和解条項案が提示されたことから、兵庫県はこれに応じて和解する。

(2) 和解条項案（要旨）

兵庫県は、先輩隊員が亡き隊員に対してパワーハラスメントを行ったことについて、一審原告らに謝罪し慰謝料142万円を支払う。

第26号議案

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例
(警察関係部分)

1 制定の理由

職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が引き上げられたことに伴い、警察官及び警察官以外の警察職員の定数を増員する。

2 改正の概要

警察官の定数を11,953人から12,000人に、警察官以外の警察職員の定数を923人から928人に改める(第2条関係)。

3 改正案

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日(月)

新旧対照表

現 行	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
知事の事務部局の職員	<u>6,273</u> 人 (うち、541人は、派遣職員等)
議会の事務部局の職員	53人
選挙管理委員会の事務部局の職員	6人
監査委員の事務部局の職員	27人 (うち、98人は、派遣職員等)
教育委員会の事務部局の職員	<u>424</u> 人
労働委員会の事務部局の職員	17人
人事委員会の事務部局の職員	20人
警察の職員	<u>12,876</u> 人
警察官	<u>11,953</u> 人
警察官以外の警察職員	<u>923</u> 人
合計	<u>19,696</u> 人
改 正 案	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
知事の事務部局の職員	<u>6,330</u> 人 (うち、541人は、派遣職員等)
議会の事務部局の職員	53人
選挙管理委員会の事務部局の職員	6人
監査委員の事務部局の職員	27人 (うち、98人は、派遣職員等)
教育委員会の事務部局の職員	<u>422</u> 人
労働委員会の事務部局の職員	17人
人事委員会の事務部局の職員	20人
警察の職員	<u>12,928</u> 人
警察官	<u>12,000</u> 人
警察官以外の警察職員	<u>928</u> 人
合計	<u>19,803</u> 人

第31号議案

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（警察関係部分）

1 制定の理由

- (1) 国民の利便性の向上に資するため、認定証等の書面の掲示等を義務付けている規制について、標識等の掲示を求め、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならなくなることに伴い、所要の整備を行う。
- (2) 経済情勢等の変化に鑑み、銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料について人件費、物件費等の実情と見合ったものとするに伴い、関係規定について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 警備業に係る認定証、自動車運転代行業に係る認定証及び探偵業に係る届出証明証に関する規定を削る。

名 称		現 行	改正案
警備業認定証	再交付手数料	2,000 円	廃止
	書換え手数料	2,200 円	
自動車運転代行業認定証	再交付手数料	1,700 円	
	書換え手数料	2,100 円	
探偵業届出証明書	交付手数料（開始）	3,600 円	
	交付手数料（変更）	1,600 円	
	再交付手数料	1,100 円	

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料のうち、技能講習申請手数料の額を改正する。

名 称	現 行	改正案
技能講習受講手数料	12,700 円	14,000 円

3 施行期日

令和6年4月1日

第47号議案

暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

- (1) 青少年の健全な育成を図るため、学校等の近隣地域、住居系用途地域等を暴力団事務所等の運営を禁止する区域として定めているところであるが、当該区域外においても暴力団事務所等の運営が確認されている。
- (2) 暴力団の抗争が続く中、暴力団の資金源を遮断し、暴力団組織の維持拡大を防ぐ必要性が極めて高くなっているにもかかわらず、新たな犯罪グループの介在等により、利益供与の形式が多様化し、その行為が巧妙に潜在化し実態の把握が困難となっている。
- (3) ついては、暴力団事務所等を新たに運営することを禁止する区域を見直し、暴力団に係る利益の供与等に対する行政措置の対象となる行為を拡大するとともに暴力団排除特別強化地域における規制の対象となる営業を拡大する等所要の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 暴力団排除特別強化地域における規制の対象となる営業に風俗案内業、客引き業及びスカウト業を追加する（第2条関係）。
- (2) 暴力団事務所等を新たに運営してはならない区域に都市計画法に規定する工業地域及び準工業地域を加え、工業専用地域を除く全ての用途地域に拡大する（第13条関係）。
- (3) 公安委員会が勧告することができる場合の行為に、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って暴力団員等に利益の供与をすること等を加える（第26条及び第27条関係）。
- (4) 公安委員会が行う報告等の要求の対象について、違反行為をした疑いがある者を含むことを条文上明確にする（第31条関係）。
- (5) その他所要の整備を行う（第28条及び第29条関係）。

3 施行期日

令和6年5月1日

4 別添資料

- (1) 暴力団排除条例の一部改正案の概要
- (2) 新旧対照表

暴力団排除条例の一部改正案の概要

暴力団事務所等の運営禁止区域の拡大（第13条関係）

- ・ 現行条例では、
都市計画法に規定する住居系又は商業系の用途地域
青少年の利用に供される施設の周囲200メートル以内の区域
において、新たな暴力団事務所等の運営を禁止しているが、これらの禁止区域外
において暴力団事務所等の運営を確認
- ・ 都市計画法に規定する準工業地域、工業地域においても、青少年の生活の拠点
となる住居、青少年が利用する店舗等の建設は可能



- 事務所等運営禁止区域に準工業地域、工業地域を追加する。
（用途地域のうち規制対象外となるのは工業専用地域のみ。）

公安委員会の調査権限の強化等（第26条、第27条、第31条関係）

- ・ 現行条例では、
公安委員会による勧告等の対象＝みかじめ料・用心棒料の供与等
公安委員会の調査権限の対象者＝「違反した者」等
と規定
- ・ 県内の飲食店において、暴力団が儀式等を行っている現状



- ① 暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなることを知って暴力団員等に
利益の供与をした者が、更に反復して同様の行為をするおそれがあると認める場合
についても勧告等の対象に追加する（供与を受けた暴力団員も同様）。
- ② 公安委員会による報告等の要求の対象行為に前記①を追加する。
対象者を「違反した者」等から「違反する行為をした疑いがあると思料される
者」等に変更する。

暴力団排除特別強化地域における規制強化（第2条、第28条、第29条関係）

- ・ 現行条例では、
特別強化地域（三宮、福原、神田新道、魚町）において、特定接客業者（風
俗営業等を営む者）が暴力団員にみかじめ料・用心棒料を供与する行為等
を規制（罰則適用）
- ・ 現行条例の特定接客業者に該当しないスカウト業者等が、暴力団員に利益を供与
している現状



- 規制対象業種に風俗案内業、客引き業及びスカウト業を追加し、「特定接客業」
を「特定営業」に改める等所要の整備を行う。

新旧对照表

新旧対照表

現 行

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 指定暴力団 法第2条第3号に規定する指定暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団事務所 法第15条第1項に規定する事務所をいう。
- (5) 準暴力団事務所 暴力団の幹部（法第3条第2号に規定する幹部をいう。）が当該暴力団の活動のために行う連絡又は待機の用に供されている施設又は施設の区画された部分その他の暴力団事務所に準ずるものをいう。
- (6) 暴力団事務所等 暴力団事務所及び準暴力団事務所をいう。
- (7) 暴力団排除特別強化地域 別表に掲げる地域をいう。
- (8) 特定接客業 次に掲げる営業をいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。イからエまでにおいて「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業
 - イ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ウ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
 - エ 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
 - オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条に規定する営業のうち設備を設けて客に飲食をさせる営業

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 指定暴力団 法第2条第3号に規定する指定暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団事務所 法第15条第1項に規定する事務所をいう。
- (5) 準暴力団事務所 暴力団の幹部（法第3条第2号に規定する幹部をいう。）が当該暴力団の活動のために行う連絡又は待機の用に供されている施設又は施設の区画された部分その他の暴力団事務所に準ずるものをいう。
- (6) 暴力団事務所等 暴力団事務所及び準暴力団事務所をいう。
- (7) 暴力団排除特別強化地域 別表に掲げる地域をいう。
- (8) 特定営業 次に掲げる営業をいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。イからエまでにおいて「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業
 - イ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ウ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
 - エ 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
 - オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条に規定する営業のうち設備を設けて客に飲食をさせる営業
 - カ 施設を設けて、人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を行う営業
 - キ 公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為を行う営業
 - (ア) 風俗営業等（アからカまでに掲げる営業をいう。（イ）及び（ウ）において同じ。）に関し、客引きをすること。
 - (イ) 風俗営業等に関し、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
 - (ウ) 風俗営業等に係る役務に従事するよう勧誘すること。

新旧対照表

現 行

(9) 特定接客業者 特定接客業を営む者をいう。

(暴力団事務所等の運営の禁止)

第13条 暴力団事務所等は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域若しくは商業地域においては、これを運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (6) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で公安委員会規則で定めるもの
(利益の供与に対する措置)

第26条 公安委員会は、第24条第1項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して同項の規定に違反する利益の供与をすることを防止するために必要な事項を勧告することができる。

第27条 公安委員会は、第25条第1項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、暴力団員又は暴力団員が指定した者が同項の規定に違反する利益の供与を受けることを防止するために必要な事項を勧告することができる。

(暴力団排除特別強化地域における特定接客業者の禁止行為)

第28条 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、暴力団員又は暴力

改 正 案

(エ) 対価を得て写真又は映像の被写体となる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

(9) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

(暴力団事務所等の運営の禁止)

第13条 暴力団事務所等は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する工業専用地域を除く。）においては、これを運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く）。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (6) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で公安委員会規則で定めるもの
(利益の供与に対する措置)

第26条 公安委員会は、第24条の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して同条の規定に違反する利益の供与をすることを防止するために必要な事項を勧告することができる。

第27条 公安委員会は、第25条の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、暴力団員又は暴力団員が指定した者が同条の規定に違反する利益の供与を受けることを防止するために必要な事項を勧告することができる。

(暴力団排除特別強化地域における特定営業者の禁止行為)

第28条 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の業務に関し、暴力団員又は暴力団員

新旧対照表

現 行

団員が指定した者から、その営業所等（営業所又は従業者が派遣された場所をいう。次項及び次条において同じ。）における顧客、従業者その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の提供を受けてはならない。

2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、その営業を営むことを容認すること又はその営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行うことの対償として利益の供与をしてはならない。

（暴力団排除特別強化地域における暴力団員の禁止行為）

第29条 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、特定接客業者に対し、その営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務の提供をし、又は指定した者に当該役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の業務に関し、特定接客業者から、その営業を営むことを容認すること若しくはその営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行うことの対償として利益の供与を受け、又は指定した者に当該利益の供与を受けさせてはならない。

第31条 公安委員会は、第17条、第26条又は第27条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定に違反した者その他の関係者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

改 正 案

が指定した者から、その営業所等（営業所又は従業者が派遣された場所をいう。次項及び次条において同じ。）における顧客、従業者その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の業務に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、その営業を営むことを容認すること又はその営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行うことの対償として利益の供与をしてはならない。

（暴力団排除特別強化地域における暴力団員の禁止行為）

第29条 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の業務に関し、特定営業者に対し、その営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行う役務の提供をし、又は指定した者に当該役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の業務に関し、特定営業者から、その営業を営むことを容認すること若しくはその営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決若しくは鎮圧を行うことの対償として利益の供与を受け、又は指定した者に当該利益の供与を受けさせてはならない。

第31条 公安委員会は、第17条、第26条又は第27条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第24条又は第25条の規定に違反する行為をした疑いがあると思料される者その他の関係者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。